

江津市総合市民センター 利用料金表

1.施設利用料

(単位 円)

| 利用施設 | 利用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 昼間 | 午後夜間 | 全日 |
|----------|----------|----------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後5時まで | 午後1時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで |
| 1F ホール | 平日 | 12,920 | 17,200 | 21,460 | 25,520 | 34,280 | 42,710 |
| " | 土・日曜日・休日 | 15,480 | 20,600 | 25,730 | 30,540 | 41,110 | 51,260 |
| 2F 大会議室 | 全室 | 7,470 | 10,330 | 13,300 | 16,160 | 22,980 | 26,280 |
| " | 1/3 | 1,970 | 2,630 | 3,400 | 4,170 | 5,930 | 6,810 |
| " | 2/3 | 3,950 | 5,270 | 6,810 | 8,350 | 11,870 | 13,620 |
| 中会議室(和室) | | 1,100 | 1,450 | 1,840 | 2,370 | 3,070 | 3,640 |
| 楽屋 1 | | 1,460 | 1,970 | 2,430 | 2,950 | 3,870 | 4,790 |
| 楽屋 2 | | 1,460 | 1,970 | 2,430 | 2,950 | 3,870 | 4,790 |
| ギャラリー1 | | | | | | | 2,980 |
| ギャラリー2 | | | | | | | 2,980 |

* 消費税(10%)込の金額です。

備考

- 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額に次に掲げる入場料の額(入場料の額に2以上の区分があるときは、そのうちの最高額)の区分に応じた額を加算する。

| | |
|-----------------|--------|
| ア) 3,000円以下のもの | 10割相当額 |
| イ) 3,000円を越えるもの | 15割相当額 |
- 入場料を徴収しないが、営利を目的として施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額に10割相当額を加算する。
- この表に定める利用時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額(前2号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に1時間までごとに、当該利用料の額の1時間あたりの額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- ホールを準備又は練習のために利用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額(前3号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)の5割相当額とする。
- 冷暖房装置を利用する場合は、この表に定める利用料の額の3割相当額を徴収する。
- 照明、音響、舞台道具及びその他の設備器具の利用料は、別に定める。
- この表において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。